

福岡県公報

平成17年7月13日
第2412号

目 次

告 示 (第1355号—第1375号)

○市の町の区域の変更	(地方課) 1
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく中核的支援機関の認定	(新産業・技術振興課) 2
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく福岡県事業環境整備構想の策定	(新産業・技術振興課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) 4
○公共測量の実施	(土木管理課) 5
○公共測量の実施	(土木管理課) 5
○公共測量の実施	(土木管理課) 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) 6

○道路の区域の変更	(道路維持課) 7
○土地収用法に基づく土地の立入りの通知	(用地課) 7

公 告

○平成16年度福岡県情報公開条例の運用状況	(県民情報広報課) 8
○平成16年度福岡県個人情報保護条例の運用状況	(県民情報広報課) 18

選挙管理委員会

○政治団体の設立の届出	(地方課) 25
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課) 26
○政治団体の解散届	(地方課) 27
○資金管理団体の指定届	(地方課) 28
○資金管理団体の異動の届出	(地方課) 28
○資金管理団体の指定の取消等の届出	(地方課) 29

公安委員会

○獣銃及び空気銃の所持に関する講習会の開催	(警察本部生活安全総務課) 29
○獣銃及び空気銃の所持に関する講習会の開催	(警察本部生活安全総務課) 30

告 示

福岡県告示第1355号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、春日市長から春日市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平田台地区土地区画整理事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を平田台六丁目とする。

町	地	番
---	---	---

平田台四丁目	8の3、88の一部、92の一部、93、94の一部、95の一部
--------	--------------------------------

2 次の区域を南大利一丁目とする。

町	地番
平田台四丁目	94の一部、95の一部

3 次の区域を平田台三丁目に編入する。

町	地番
平田台四丁目	95の一部

福岡県告示第1356号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第26条第1項の規定に基づき、平成17年6月10日付けで中核的支援機関を認定したので、同条第4項の規定により次のように公表する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 中核的支援機関の名称

財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

2 住所及び事務所の所在地

福岡市中央区天神1丁目1番1号

福岡県告示第1357号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第25条第1項の規定に基づき、平成17年6月10日付けで福岡県事業環境整備構想を策定したので、同条第6項の規定により当該構想を福岡県商工部新産業・技術振興課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
柳川	県道	富瀬久高線	前	山門郡瀬高町大字本郷2306番1先から同郡同町大字本郷2723番1の1先まで	11.3～15.4	880.0
			後	同上	11.3～17.6	880.0
柳川	県道	湯辺田瀬高線	前	山門郡瀬高町大字廣瀬739番1先から同郡同町大字廣瀬32番5先まで	5.0～13.3	538.0
			後	同上	8.0～46.0	522.6
直方	県道	福直岡方線	前	鞍手郡宮田町大字本城730番1先から同郡同町大字本城1132番2先まで	11.4～19.0	826.0
			後	同上	11.4～19.0	826.0

福岡県告示第1359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成17年7月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	富久線 瀬高	山門郡瀬高町大字本郷2636番1先から 同郡同町大字本郷2723番1の1先まで
柳川	八女瀬高線	山門郡瀬高町大字本郷2711番1先から 同郡同町大字本郷1821番1先まで
直方	福岡直方線	鞍手郡宮田町大字本城730番1先から 同郡同町大字本城1132番2先まで

福岡県告示第1360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	県道	行橋線 添田	前	行橋市大字天生田4番1先から 京都郡豊津町大字彦徳734番3先まで	7.0 ～ 8.6	147.5
			後	同上	12.0 ～ 12.8	147.5

福岡県告示第1361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	行橋線 添田	京都郡豊津町大字彦徳734番3先から 同郡同町大字彦徳723番1先まで
行橋	行橋線 添田	行橋市大字天生田4番1先から 京都郡豊津町大字彦徳734番3先まで

福岡県告示第1362号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市大字岩崎字水打56-1、57-1、67から69まで、70-1、70-2、71から77まで、78-1、79-1、79-3、80、81、82-1、82-2、字室町265-1、265-3、266-1、266-4、267-1、268-1、268-3、269、270、271-1から271-4まで、272-1、272-2、273から276、字桶田277-2、同大字蒲原字惣津町967-5、並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字草木1242番地

有限会社ケイ・エス・ゴルフガーデン 代表取締役 茂原 隆一

福岡県告示第1363号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町大字炭焼字只越山13番12及び13番85

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神四丁目5番23号

全国農業協同組合連合会福岡県本部 県本部長 永田 訓祥

福岡県告示第1364号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡マンション管理組合連合会

(2) 代表者の氏名

杉本 典夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名一丁目14番45号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、マンションの居住者をはじめとする市民に対して、マンションの円滑かつ適切な管理運営及び居住のために、福祉の増進、教育・研修、自治能力の向

上、情報交換、マンションとその周辺地域のコミュニティの醸成、住環境の改善及び建物の保全等に関する事業を行い、もって地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
八女 県道	黒木北線	前	八女郡黒木町大字大淵4928番6先から同郡同町大字大淵5061番先まで	4.5 ~ 12.7	166.0		
			八女郡黒木町大字大淵4925番先から同郡同町大字大淵5061番先まで	11.3 ~ 46.4	174.4		
		後	同上	8.7 ~ 22.8	209.2	うち一般国道442号重用延長51.9メートル	

福岡県告示第1366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	黒木線 鹿北	八女郡黒木町大字大淵4143番先から 同郡同町大字大淵5061番先まで

福岡県告示第1367号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区大字前田地内	平成17年6月6日から 平成17年7月31日まで

福岡県告示第1368号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成17年6月29日から 平成17年8月10日まで

福岡県告示第1369号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字朽網	平成17年6月20日から 平成18年3月24日まで

福岡県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)

田川	県道	夏直吉線 方	前	田川郡方城町大字弁城1703番2先から同郡同町大字弁城1979番1先まで	9.8 ～ 18.0	229.0
			後	同上	9.8 ～ 18.0	229.0
田川	県道	川崎線 大行事	前	田川郡川崎町大字川崎371番1先から同郡同町大字川崎369番2先まで	7.0 ～ 7.0	63.4
			後	同上	8.5 ～ 9.5	63.4
田川	県道	田川線 直方	前	田川市大字伊田3444番2先から同市大字伊田3417番4先まで	6.6 ～ 12.0	136.0
			後	同上	9.0 ～ 16.0	126.0

福岡県告示第1371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	夏直吉線 方	田川郡方城町大字弁城1983番2先から同郡同町大字弁城1979番1先まで

福岡県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	県道	行橋添田線	前	行橋市大字天生田1263番1先から同市大字天生田862番3先まで	8.0 ～ 30.8	529.0
			後	同上	10.5 ～ 30.8	529.0
久留米	県道	朝日田線	前	うきは市浮羽町朝田932番4先から同市浮羽町朝田932番1先まで	13.6 ～ 16.0	15.0
			後	同上	14.0 ～ 16.8	15.0

福岡県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	朝田線 日田線	うきは市浮羽町朝田932番4先から 同市浮羽町朝田932番1先まで

福岡県告示第1374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	県道	椎勝田山線	前	京都郡豊津町大字皆見1498番1先から 行橋市大字袋迫1529番1先まで	9.0 ～ 22.0	420.0
			後	同上	13.0 ～ 22.0	420.0

福岡県告示第1375号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定による土地立入りの通知があったので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称
日本道路公团
- 2 事業の種類

東九州自動車道（苅田～豊津）新設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

福岡県京都郡苅田町大字堤字ビワノ首、字長宗、字トギ石、字大丸尾、字長畠山、字兵が辻、字ニツ嶽、字藤尾、字鈴玉越、字ワクドウ岩、字猪ノ谷、字鉢ヶ久保、字脇葉山、字陣山、字溝口、字井ノ浦、字屋形峠、字井ノ口、字石坂、字中尾、字ススキ原、字石原田及び字トギリ久、大字馬場字金丸、字官治、字片宗、字上の峯、字長江、字市ヶ坪、字仁王免、字木ノ下、字サガリ、字夕屋敷、字神田、字片宗屋敷、字川内、字大平、字中ノ藪、字サス尾、字駄廻、字中尾、字鉢ヶ久保、字鳥越、字見崎尾、字宗円寺、字穴ヶ迫宗円寺丸尾、字小屋ヶ平、字呼石、字寺ノ前、字林浪、字寺田、字井手ノ本、字守、字四十田、字守屋敷、字烏帽子形外七ヶ処、字岩屋口、字住川内、字中園、字畦ノ下、字天神免、字石溝田、字房出、字杖突及び字トウメキ、大字下片島字広谷、字龍智、字小屋敷、字竹ノ下、字屋敷、字猪ノ坂、字浦田、字佛供田、字林口、字辰ノ下、字新立、字駄轉、字大久保、字堀田、字雨堤、字正水、字井両、字火立、字中尾、字町出、字神田、字北ヶ迫及び字築川、大字上片島字塚畠、字猪坂、字天神木、字佐平、字石ヶ元、字西ノ下、字奥ノ妙、字寺ノ後、字辻熊、字二王丸、字上ノ段、字帶田、字岩屋、字小無田、字藁野及び字沓形、大字岡崎字屋敷、字ワラノ、字沓形、字願信畑、字地下正院、字地正院、字宮ノ後、字辻三六、字三六、字迫、字宗梅堂、字帶田、字庵ノ前及び字長尾田、大字集字伊森塚ノ下、字前、字芝尾尻、字中須、字横井場、字段ノ下、字柳谷、字割畑、字池ヶ迫北平、字深迫、字サカシ平、字六年田及び字井場、大字南原字長倉、字積藏寺、字迫山、字長迫山、字鳥尾、字積藏寺前、字疫神瀬、字帶田、字樋正出口、字田井掛、字井手ノ本、字大谷、字胡粉山、字後山及び字中間、大字尾倉字見曲がり、字井手ノ本、字鍛冶給、字鎌戸口、字天張嶽、字狸岩及び字黒龍山、大字新津字妙見山、大字葛川字向野、大字光国字未竹、字井ノ口及び字中尾、大字雨窪字上ノ原、字上道、字沼坪、字沼津、字前田、字屋根添、字カジヤ、字中須、字口ヶ坪、字柳ノ内、字神ノ久、字未竹、字居屋敷、字寺ノ前、字小倉山ヤシキ、字古田ヤシキ、字榎下屋敷、字四反田、字川原、字内園、字神ノ山、字八ノ上、字川内池、字桐ノ木、字立神、字竹内及び字神ノ前並びに大字苅田字上ノ原、字カジヤ畑、字加良木、字柳ノ内、字神ノ久、字竹ノ内、字彼岸畑、字桐ノ木、字未竹、字居屋敷、字四反田、字川原、字内園、字八ノ上、字上道

、字沼ノ坪、字前田、字キ子ノヲサ及び字神山地内

同県行橋市大字上検地字平セ町、字東平セ町、字門田、字居屋敷、字神田、字上ノ前、字下検地畠、字村ノ前、字水落、字野添、字土走り、字塚原、字ヲヨギ、字水京、字ツク田、字屋敷田、字墓ノ内、字カシノ木、字宮畠、字検地畠、字馬場、字黒ノ元、字西タテハラ、字カワラケ田、字尾籠、字七田、字ヒチタ、字野イリ、字ヨナスミ、字タテハラ、字板敷及び字高畠、大字下検地字雀熊、字野添、字向万田、字土走、字畠廻り、字万田、字ヲヨギ、字塚原、字水京、字居屋敷、字屋敷田、字土井ノ内、字川原田、字カシノ木、字宮本、字前出、字ヨコタ、字検地畠、字馬場及び字村ノ前、大字延永字宮ノ前、字藏園、字三角、字トクトク、字アマテ、字中ノ坪、字五反田、字イシリ、字ムタ田、字庄屋給、字四反田、字シテン、字藪ノ下、字ホウノ木、字ヲヒタ及び字宮ノ下、大字吉国字田中、字小町、字外ワタ、字内ワタ、字イビノロ、字万田、字追田、字北ノヨリ、字木代、字六反田、字塚原、字柳、字原口、字八反田、字出穴、字桶尻、字向六反田、字山ノ下、字竹ノ下、字山崎、字三反田、字石畠、字コウトク、字茶エン、字堂ノ前、字下り畠、字宇土、字サヤノ木、字神出、字宮ノ本、字寺ノ下、字ヤヨミソノ、字コミ堂、字千丈堀、字水落、字ツル、字鷺ノ瀬、字一丁田、字荒堀、字四拾田、字辻及び字中ノ坪、大字中川字井尻本及び字カイリキ、大字大野井字馬場、字カイリキ及び字マチ、大字宝山字上馬場、字中馬場、字下馬場、字古川、字小出、字桑ノ木、字手丸コ、字蓮池、字前、字前田、字ナラ本、字五反田、字大杉、字用積り、字一丁田、字塚田、字舛枝、字犬走り、字溝ノ上、字ツイシ、字京ジン、字古屋敷、字松ノ木及び字石佛、大字寺畔字トフ、字サイ、字イマチ及び字川田、大字流末字後川原、字アミダ川原、字柳ノ下、字仲ス、字下川原、字下屋敷、字タン正、字高畠、字ナガジリ、字和田、字榎町、字セドロ、字前田、字下ドラ、字ジブチ、字幸田、字溝田、字溝ノ町、字イリヨウ、字岩田、字カラス、字生女、字ハブシ、字一ノ坪、字見鳥、字藏座、字塙焼、字サイガ畠、字アフギ、字深町及び字秋丸、大字矢留字石崎、字堂ノ前、字西平、字鬼塚、字本畔、字原田、字サヤ、字石川、字牛ハミ、字東堂ノ前、字ゲンバ、字カモニ久、字長い久、字曲り、字回り、字中原、字上回り、字野添、字下坂田及び字上ヶ田、南泉二丁目、南泉三丁目、南泉四丁目、南泉五丁目、南泉六丁目並びに南泉七丁目地内

同県京都郡豊津町大字国作字見舞田、字重坂、字行司田、字俵田、字田中柳、字汐

出、字石田、字角明、字口ノ坪、字喜藏、字貝旋、字下釣、字日指、字畠田、字大坪及び字小見通、大字田中字小杭田、字京ヶ辻及び字香ブケ、大字有久字塚田、字前田、字菰田、字祓川、字貴船田、字ヒン田、字觀音畠、字印田、字福ノ給、字川本、字八幡畠、字居屋敷及び平田、大字砦見字大塚、字野口、字柿添、字小迫、字西ノ谷、字用尺、字八ツ重、字長道、字長光、字四十塚、字峯、字吹上ヶ、字前ノ平、字前迫、字カワラケ田、字六反田、字塚ハタ、字福ノ給、字迫平、字川ノ上、字宮ノ下、字中園及び字代並びに大字下原字弓田、字七反田、字猪尻、字イカリ、字八反田、字長光、字初山、字小池、字初山小池、字石原、字ハカノ、字居屋敷及び字畠通し地内

4 立ち入ろうとする期間

平成17年7月14日から平成18年7月13日まで

公 告

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成16年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻 生 渡

平成16年度福岡県情報公開条例の運用状況

I 公文書の開示

1 公文書の開示請求と決定の状況

平成16年度における公文書の開示請求の件数は491件で、月平均約41件となります。そのうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、開示請求の件数491件から取下げ15件、却下5件を除いた471件です。また、実施機関が開示決定等を行った件数から不存在を理由とする非開示26件を除いた件数（445件）に対する全部開示と部分開示を合わせた件数（432件）の割合（実質開示率）は97パーセントとなります（表1）。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の件数	決 定 の 状 況				実 質 開 示 率	
	全 部 開 示	部 分 開 示	非 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ
491	170	262	39	26	5	15
						97%

2 実施機関別の開示請求件数と決定の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事部局264件、警察本部76件、選挙管理委員会57件などなどあります。知事部局では、土木部に対するものが最も多く、次いで総務部、保健福祉部の順となっています(表2)。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求の件数	決定の状況				取下げ 却下 不存在
		全部開示	部分開示	非開示		
総務部	47	11	30	4	3	2
企画振興部	6	2	3	1	1	
保健福祉部	46	17	27	1	1	1
環境部	42	11	31			
生活労働部	8	3	4			1
商工部	13	1	11	1	1	
農政部	25	6	12	5	4	2
水産林務部	14	3	7	4	2	
土木部	48	7	32	5	4	4
建築都市部	15	10	4			1
出納事務局						
小計	264	71	161	21	16	11
議会	5	5				
公営企業の管理者						
教育委員会	42	26	12	3	2	1
選挙管理委員会	57	50	6	1		
人事委員会						
監査委員	5	1	3	1		
地方労働委員会						
収用委員会						
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
公安委員会	42	4	37			1
警察本部	76	13	43	13	8	52
合計	491	170	262	39	26	15

注 秘書室は、総務部に含みます。

3 非開示事由適用件数

公文書の開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成16年度において非開示事由が適用された件数は、表3及び表4のとおりです。

表3 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例(昭和61年福岡県条例 第1号) 第9条第1項各号		件数		
		非開示	部分開示	計
第1号	個人情報	1	37	38
第2号	事業情報	1	29	30
第3号	行政内情			
第4号	国際情報			
第5号	行政運営情報	1	14	15
第6号	捜査情報			
第7号	法令秘情			
第8号	議員個人・会派情報			
	計	3	80	83

表4 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例 第5号) 第7条第1項各号		件数		
		非開示	部分開示	計
第1号	個人情報	8	203	211
第2号	事業情報	3	97	100
第3号	審議・検討等情報	1	4	5
第4号	行政運営情報	4	34	38
第5号	任意提供情報	1	6	7
第6号	捜査等情報	5	52	57
第7号	法令秘情	3	2	5
第8号	議員個人・会派情報		1	1
	計	25	399	424

注 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

4 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

開示請求者	件数
県の区域内に住所を有する個人	265
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	179
県の区域外に住所を有する個人	28
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	19
合計	491

5 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する開示しない旨の決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。平成16年度は、不服申立てが10件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立て案件	実施機関	不服申立て年月日	情報公開審査会		実施（諮問）機関の裁決又は決定
			諮問年月日	答申年月日	
「権現谷通常ダム建設地に関する協議の記録」部分開示の件	知事	16.6.3	16.7.27	16.12.28	17.3.3 棄却
「基準地番号直方（県）－6及び7についての鑑定評価書」部分開示の件	知事	16.6.24	16.7.16	16.12.22	17.1.18 一部認容
「国（県）有地境界確認協議申請書の字図図面を含む一件事蹟」非開示の件	知事	16.7.14	16.8.25	17.3.3	17.5.16 棄却
「捜査費及び調査報償費に係る現金出納簿」部分開示の件	公安委員会	16.4.8	16.10.7	17.4.22	17.6.16 棄却
「管理当直業務委託に係る予定価格積算資料」部分開示の件	知事	16.10.19	16.11.30	17.3.28	17.6.3 棄却

「県立○○高校用地と隣接地との境界確認等に係る公文書」非開示の件	教育委員会	16.12.8	16.12.28	17.5.27	17.6.15	棄却
「社会福祉法人に係る指導監査関係文書」部分開示及び非開示の件	知事	17.1.27	17.2.23	審査中		
「宗教法人の役員名簿等の写し」非開示の件	知事	17.3.28	17.4.8	審査中		
「検査費及び検査報償費に關し受領者以外の氏名・住所が記載された領収書」非開示の件	公安委員会	16.12.17	17.4.14	審査中		
「検査（報償）費等の執行状況に関する調査文書」部分開示の件	公安委員会	17.2.3				

6 苦情申出の状況

平成16年度は、苦情申出がありませんでした。

7 出資法人の情報公開の状況について

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第37条第1項により実施機関が定める出資法人が行う情報公開制度の状況は次のとおりとなっています。（表7、表8）なお、平成16年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出は1件あります。

異議の申出案件	出資法人	異議の申出年月日	異議の申出に係る審査会		決定年月日	内容
			諮詢年月日	答申年月日		
「取得後5年以上経過し未売却土地の取扱特経過・経緯資料のうちの地番」非開示の件	福岡県住宅供給公社	16.8.20	16.9.13	16.12.15	16.12.21	認容

表7 法人文書の開示申出の状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

開示申出件数	32
--------	----

表8 法人文書の開示申出に係る処理状況

開示	部分開示	非開示	不存在	却下		取下げ	計
				却下	取下げ		
13	17	2	2			32	

II 情報提供

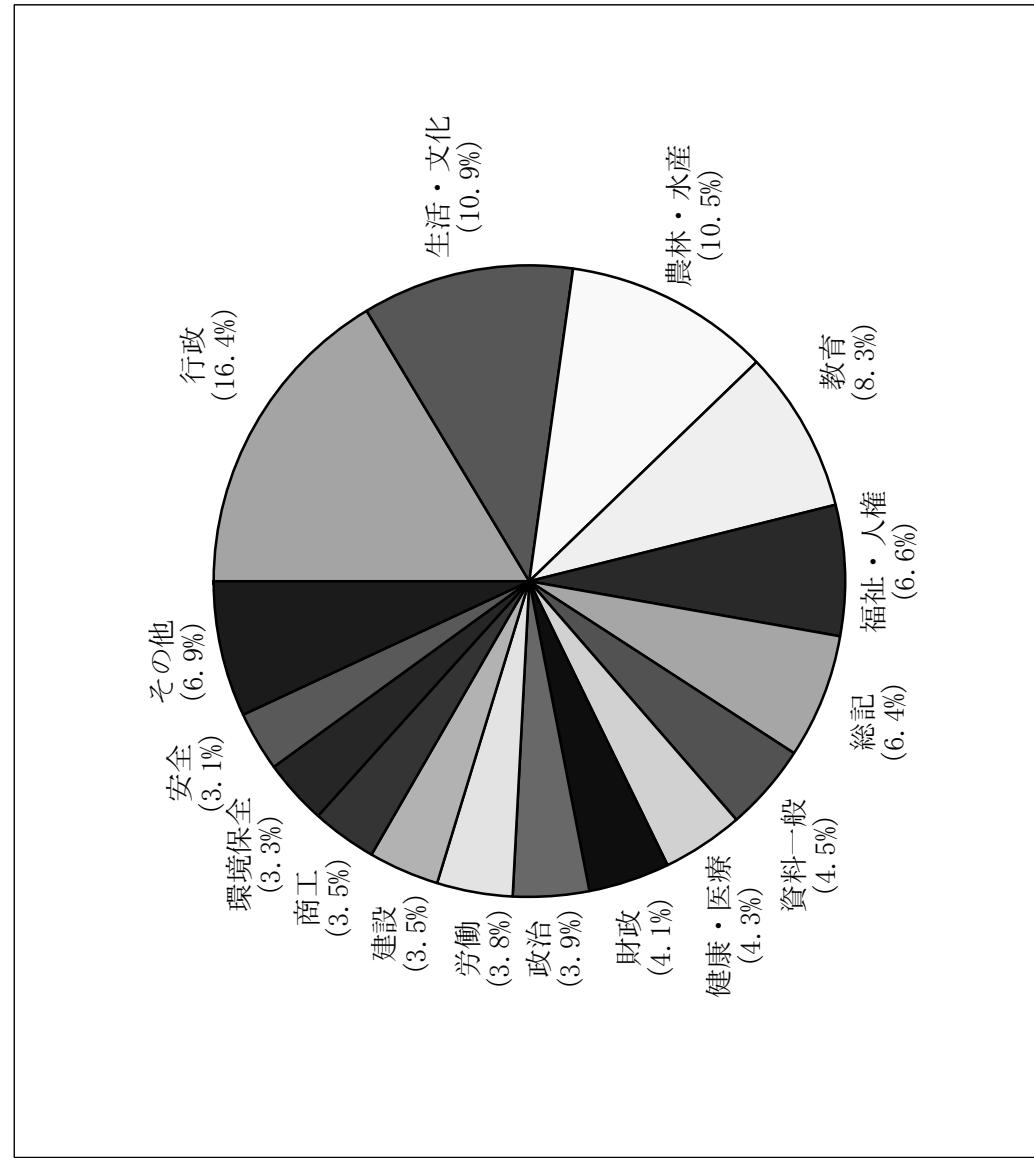
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架してだれでも自由に閲覧したり、複写・貸出しが受けられるようになっています（表9、図1）。

表9 配架資料の件数

名 称	県民情報 センター	地 区 県 民 情 報 コ ー ナ ー				合 計
		北九州	筑 后	筑 豊	京 築	
件 数	7,935	3,389	3,534	3,527	3,525	13,975
						21,910

図1 配架資料の分野別構成比



注 「総記」には、年鑑、総合統計、要覧・便覧などが含まれます。

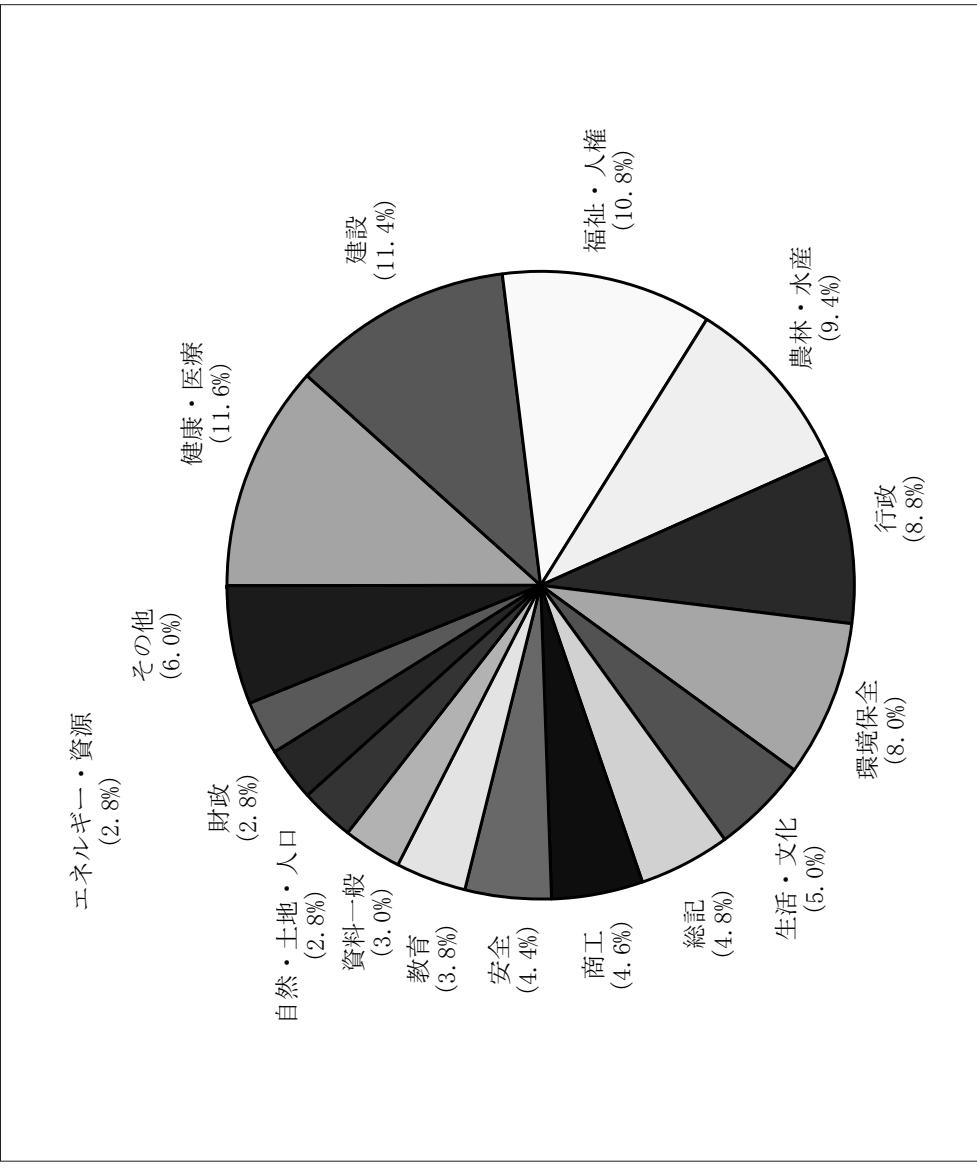
「その他」は、自然・土地・人口、経済、余暇・スポーツ、運輸・通信、エネルギー・資源に関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表10、図2）

表10 利用状況

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	貸出し（冊）
県民情報センター	28,319	85,297	500
北九州	6,094	267	9
筑後	5,741	2,818	70
豊築	6,055	5,710	31
京	3,182	3,414	21
計	49,391	97,506	631

図2 利用状況の分野別構成比



注 「総記」には、年鑑、総合統計、要覧・便覧などが含まれます。

「その他」は、経済、労働、余暇・スポーツ、運輸・通信、政治に関するものです。

3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「県政概要」など52種類の行政資料を5,328部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成16年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成17年7月13日

福岡県知事 麻生 渡

平成16年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求

平成16年度の文書による自己情報の開示請求の件数は69件で、その決定の状況は、開示が59件、開示（不存在）が3件、部分開示が7件でした（表1-1）。

文書による開示請求の実施機関別の件数は、知事部局が62件、教育委員会が4件、人事委員会が2件、収用委員会が1件でした（表1-2）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求の件数と決定の状況

開示請求の件数	決 定 の 状 況				取下げ
	開 示	開 示 (不存在)	部 分 開 示	却 下	
6 9	5 9	3	7	0	0

表1-2 文書による自己情報の開示請求の実施機関別件数とその内容

実 施 機 関	件 数	内 容
知 事	6 2	・保育士試験の得点等（5 3） ・その他（9）
公 営 企 業 の 管 理 者	0	
教 育 委 员 会	4	・県立高校入学試験に係る調査書（2） ・その他（2）
選 举 管 理 委 员 会	0	
人 事 委 员 会	2	・警察官採用試験の成績（2）
監 査 委 員 会	0	
地 方 労 働 委 呉 会	0	
収 用 委 员 会	1	・不動産鑑定士鑑定書（1）
海 区 漁 業 調 整 委 员 会	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 员 会	0	
合 計	6 9	

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成16年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、7,878件です（表1-3）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の大学や高等学校等の入学試験、

職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が簡易開示の対象となつています。平成16年度は、これらを含めた64試験が簡易開示の対象となっています。
 （実施機関別の内訳は、知事部局が45試験、教育委員会が7試験、人事委員会が12試験などなっています。）

表1-3 簡易開示の状況（件数は平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間	備考
		1	16. 3. 9～4. 9	
		1	16. 3. 24～4. 23	
		7	16. 3. 24～4. 23	
		3	16. 3. 26～4. 25	
		2	16. 5. 20～6. 21	
		1	16. 5. 20～6. 21	
		1	16. 5. 24～6. 23	
		1	16. 6. 23～7. 23	
		5	16. 9. 21～10. 21	
		2	16. 9. 17～10. 16	
		1	16. 9. 17～10. 16	
		4	16. 9. 27～10. 26	
		6	16. 9. 27～10. 26	
		2	16. 11. 24～12. 24	
		1	16. 12. 16～17. 1. 17	
		1	17. 3. 8～4. 8	
		1	17. 3. 8～4. 8	
		4	17. 3. 8～4. 8	
		1	17. 3. 25～4. 24	
		1	17. 3. 25～4. 25	
		1	17. 3. 25～4. 25	
		1	17. 3. 31～5. 2	
		1	17. 3. 31～5. 2	
		2	17. 3. 16～4. 15	
		2	17. 3. 25～4. 25	

福岡県立高等技術専門校訓練生

選考試験

事

福岡障害者職業能力開発校入校選考試験	1	17. 3. 10～4. 11	
	1	17. 3. 10～4. 11	
福岡県ふぐ処理師試験	6	16. 3. 24～4. 23	平成16年度分
九州歯科大学推薦入学試験	1	17. 3. 30～4. 28	
九州歯科大学入学者選抜試験	10	16. 4. 16～5. 15	
九州歯科大学入学者選抜試験	86	16. 4. 16～5. 15	
福岡女子大学入学者選抜試験	99	16. 4. 16～5. 15	
福岡県立大学入学者選抜試験	78	16. 4. 16～5. 15	
福岡県立大学推薦入学試験	25	16. 4. 16～5. 15	
福岡県立大学社会人特別選抜試験	2	16. 4. 16～5. 15	
データベースシステム養成科受講試験	4	16. 4. 23～5. 24	前期
調理師試験	19	16. 8. 20～9. 17	
採石業務管理者試験	3	16. 10. 25～11. 24	
福岡県立大学大学院入試	6	16. 11. 1～11. 30	秋季
福岡県保育士試験	52	16. 11. 19～12. 17	
改良普及員資格試験	2	16. 11. 19～12. 20	
福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	7	16. 12. 11～17. 1. 11	
技能検定試験	5	16. 3. 23～17. 3. 22	平成15年度分 (後期)
技能検定試験	7	16. 10. 5～17. 10. 4	平成16年度分 (前期)(3級 を除く)
技能検定試験	2	17. 3. 15～18. 3. 14	平成16年度分 (後期)
職業訓練指導員試験	3	16. 8. 16～9. 15	
九州歯科大学附属歯科衛生学院入学者選抜試験	24	17. 2. 4～2. 14	
福岡県准看護師試験	5	17. 3. 16～4. 15	平成16年度分
福岡県歯科技工士試験	66	17. 3. 22～4. 22	平成16年度分
小計	571		
福岡県立高等学校入学者選抜試験	6, 215	16. 4. 1～4. 30	
	219	17. 3. 30～5. 2	

教 育 委 員 会	福岡県公立学校教員採用候補者選 考試験（高等学校、小学校、中学 校、養護教諭）	174	16. 8. 13～9. 13	1次試験
	福岡県立中等教育学校及び福岡県 立中学校入学者決定検査	14	17. 1. 11～2. 11	
	小計	6,622		
		195	16. 6. 4～7. 5	1次試験（第 1回男性）
		102	16. 8. 6～9. 6	2次試験（第 1回男性・女 性）
		47	16. 8. 6～9. 6	1次試験（第 2回男性・女 性）
		100	16. 10. 26～11. 25	2次試験（第 2回男性）
		24	16. 10. 26～11. 25	2次試験（女 性）
	福岡県警察官A採用試験	11	16. 10. 26～11. 25	1次試験（男 性）
		15	16. 10. 26～11. 25	1次試験（女 性）
		37	16. 12. 15～17. 1. 15	2次試験（男 性・女性）
	福岡県警察官B採用試験	3	16. 6. 15～7. 14	1次試験（専 門捜査官）
		6	16. 8. 6～9. 6	2次試験（専 門捜査官）
	福岡県職員採用試験	37	16. 7. 20～8. 19	1次試験
		25	16. 8. 26～9. 27	2次試験
	福岡県職員採用中級試験	31	16. 10. 15～11. 15	1次試験
	福岡県職員採用初級試験	3	16. 10. 15～11. 15	1次試験
	福岡県職員採用初・中級試験	34	16. 11. 26～12. 27	2次試験
	福岡県職員民間企業等職務経験者 採用試験	10	16. 10. 15～11. 15	1次試験
		3	16. 11. 26～12. 27	2次試験

福岡県職員選考試験	1	16.12.15～17.1.14	2次試験(後期)
身体障害者を対象とする福岡県職員採用選考試験	1	17.1.19～2.18	1次試験
小計	685		
合計	7,878		

2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）の請求ができるものです。

平成16年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

3 自己情報の是正の申出の状況

是正の申出とは、申出者が、自己の個人情報に開示した実施機関が条例に規定した収集の制限（条例第3条）又は目的外利用・提供の制限（条例第5条）に違反した取扱いを行っていると認めるとき、その取扱いの是正（中止、抹消等）を申し出ることができるもののです。

平成16年度は、自己情報の是正の申出はありませんでした。

4 苦情の申出の状況

苦情の申出とは、実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情を申し出ることであり、これを受けた実施機関は、迅速かつ適切に処理することとしています。

平成16年度は、苦情の申出が1件ありました。

苦情の内容	申出受付日	処理年月日
福岡県が送付した通知書のあて 名欄の記載項目について	16.5.17	16.5.17

5 不服申立ての状況

開示請求又は訂正請求に対して開示しない又は訂正しないとの決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てによる救済を受けることができます。

平成16年度は、不服申立てはありませんでした。

6 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要な事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知

事の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成16年度は、「事業者における個人情報の適正な取扱いに関する指導方針」に係る
諮詢が1件、「個人情報の本人外収集の制限」の例外事項に係る諮詢が1件あり、3件
の答申がなされました（表3）。

表3 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施機関	諮詢年月日
16.8.9	個人情報保護制度の改善について	知事	15.10.17
17.2.25	事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指導方針	知事	17.2.25
17.3.23	個人情報の収集に関する例外事項	知事	17.3.23

7 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があつたときは、これを適切に処理することとしています。

平成16年度は、苦情相談が1件ありました。

苦情の内容	受付年月日	処理年月日
事業者が顧客の個人情報を不適切と考えられる手段により廃棄した件について	17.3.25	17.4.8

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体から

政治団体設立届が提出されたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年5月1日～5月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市八幡西区第四支部	鷹木研一郎	野添好弘	北九州市八幡西区丸尾町3-6	平成17年5月13日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡秀昭後援会	岡秀昭	岡淑江	大川市大字三丸1658	平成17年5月24日
笈島かほる後援会	笈島浩	新田真矢子	大川市大字向島1435-2	平成17年5月20日
九州美研零細企業新興会	山下勝己	江口早苗	福岡市中央区唐人町3丁目3-19	平成17年5月10日
城戸好光後援会	貴戸勇喜	山根美紀	行橋市大字稻童1736	平成17年5月26日
聖母マリアの会	古賀和歌子	江口早苗	福岡市東区香住ヶ丘4丁目1-11-303	平成17年5月31日
福岡佐賀未来都市構想研究会	牟田裕基	牟田裕基	筑紫野市紫3丁目5-1	平成17年5月13日
古野嘉久後援会	渡辺英雄	古野京子	中間市中尾4丁目4-22	平成17年5月6日
松岡ひろあき後援会	松岡宏明	大田辰男	山田市大字上山田神幸1463	平成17年5月25日
松下としお後援会	力丸正行	吉住義孝	中間市長津1丁目7036-4	平成17年5月16日

(9団体)

福岡県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告
示する。

受付期間 平成17年5月1日～5月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県北九州市若松区第一支部	主たる事務所の所在地	北九州市若松区北浜1丁目3-26	北九州市若松区波打町2番15号	平成17年5月16日	平成17年5月18日
自由民主党福岡県支部連合会	代表者	古賀 誠	麻生 太郎	平成17年5月28日	平成17年5月30日
	会計責任者	今林 久	井本 邦彦		

(2団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
伊藤法博後援会	会計責任者	古賀与治	川原恒雄	平成17年5月24日	平成17年5月25日
打越もとやす後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区井尻4丁目3-49	福岡市南区井尻5丁目2番3号	平成17年5月9日	平成17年5月25日
大田黒誠之後援会	会計責任者	大田黒理恵	塚本栄子	平成17年5月2日	平成17年5月11日
河野弘史後援会	主たる事務所の所在地	柳川市三橋町蒲船津1231-2	柳川市大字筑紫町215	平成17年5月19日	平成17年5月19日
三恵同志会	代表者	大石貴信	雍野貴信	平成17年5月9日	平成17年5月9日
田中信之後援会	代表者	梶山忠男	角積登	平成17年4月15日	平成17年5月17日
とちぎ義博後援会	代表者	小森俊介	長峰秀鷹	平成17年4月1日	平成17年5月2日
永原じようじ後援会	主たる事務所の所在地	田川郡大任町大字大行事4018	田川郡大任町大字今任原1672	平成17年5月2日	平成17年5月2日

浜の実会	代表者	浜田広見	大神寿一	平成17年5月14日	平成17年5月31日
	会計責任者	浜田欽司	山口悟		
浜友会	会計責任者	浜田欽司	山口悟	平成17年5月14日	平成17年5月31日
樋口吉明後援会	主たる事務所の所在地	うきは市浮羽町浮羽193-2	浮羽郡浮羽町大字浮羽193-2	平成17年3月20日	平成17年5月18日
平安まさとも後援会	主たる事務所の所在地	小郡市上岩田769-1	小郡市津古692-29	平成17年5月16日	平成17年5月23日
	代表者	平安正知	高木成人		
福岡県農政連糸島支部	会計責任者	熊本照美	岩崎和幸	平成17年4月23日	平成17年5月23日
福岡佐賀未来都市研究会	団体名称	福岡佐賀未来都市研究会	福岡佐賀未来都市構想研究会	平成17年5月20日	平成17年5月20日
船越妙子後援会	代表者	鐘ヶ江順子	檣崎恵一郎	平成17年4月30日	平成17年5月31日
古野嘉久後援会	会計責任者	古野京子	藤崎喜久子	平成17年5月6日	平成17年5月6日
前田宏三後援会	代表者	大桑康	加野資典	平成17年5月21日	平成17年5月23日
よしだ重利後援会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区堤1丁目11-23-205	福岡市城南区神松寺2丁目1-15	平成17年5月25日	平成17年5月25日

(18団体)

福岡県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体解散届が提出されたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年5月1日～5月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日

いとう正後援会	平成17年5月16日	平成17年5月16日
木下憲定後援会	平成17年5月31日	平成17年5月31日
三恵同志会	平成17年5月9日	平成17年5月9日
原田一三後援会	平成17年5月11日	平成17年5月11日
ふなこし妙子の会	平成17年5月31日	平成17年5月31日
(平成16年法17条2項適用団体) はやし隆信後援会	平成17年5月19日	平成17年5月19日

(平成17年法17条2項適用団体) 城 戸 好 光 後 援 会	平成17年5月25日	平成17年5月26日
(平成17年法17条2項適用団体) 田 中 き く お 後 援 会 ふ る さ と 三 峰 会	平成17年5月20日	平成17年5月24日
(平成17年法17条2項適用団体) 中 島 み さ こ 後 援 会	平成17年5月12日	平成17年5月12日
(平成17年法17条2項適用団体) 平 井 右 二 後 援 会	平成15年3月31日	平成17年5月9日
(平成17年法17条2項適用団体) 古 野 嘉 久 後 援 会	平成17年5月6日	平成17年5月6日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年5月1日～5月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
岡 秀 昭	大川市議会議員	岡秀昭後援会	大川市大字三丸1658	岡秀昭	平成17年5月24日	平成17年5月24日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により

受付期間 平成17年5月1日～5月31日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
井 上 聰	福津市議会議員	井上あきら後援会	公職の種類	福津市議会議員	津屋崎町議会議員	平成17年1月24日	平成17年5月6日

次のとおり告示する。

平成17年7月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

			主たる事務所の所在地	福津市津屋崎2175-331	宗像郡津屋崎町大字津屋崎480-22	平成17年1月25日	
打 越 基 安	福岡市議会議員	打越もとやす後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区井尻4丁目3-49	福岡市南区井尻5丁目2番3号	平成17年5月9日	平成17年5月25日
永 原 讓 二	大 任 町 長	永原じょうじ後援会	主たる事務所の所在地	田川郡大任町大字大行事4018	田川郡大任町大字今任原1672	平成17年5月2日	平成17年5月2日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり

受付期間 平成17年5月1日～5月31日

法第19条第3項第1号による届出

告示する。

平成17年7月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
伊藤 正	柏屋町議会議員	いとう正後援会	伊藤 正	平成17年5月16日	平成17年5月16日
木下憲定	北九州市議会議員	木下憲定後援会	木下憲定	平成17年5月31日	平成17年5月31日
原田一三	香春町議会議員	原田一三後援会	原田一三	平成17年5月11日	平成17年5月11日
船越妙子	春日市議会議員	ふなこし妙子の会	船越妙子	平成17年5月31日	平成17年5月31日
田中菊雄	二丈町議会議員	(平成17年法17条2項適用団体) 田中きくお後援会ふるさと三峰会	田中菊雄	平成17年5月20日	平成17年5月24日

(5団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第147号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獣銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成17年7月13日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

・ 講習の日時

平成17年8月30日（火）午前10時から午後5時までの間

・ 講習の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室

・ 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猶銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：00	猶銃及び空気銃の所持に関する法令 猶銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：00～16：00	講習結果に対する考查
16：00～17：00	考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 講習受講希望者は、猶銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猶銃等講習通知書並びにテキスト「猶銃等取扱説本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第148号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猶銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に

より告示する。

平成17年7月13日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成17年8月9日（火） 13：30～16：30	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
平成17年8月23日（火） 13：30～16：30	うきは市吉井町343番地の3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
平成17年8月24日（水） 13：30～16：30	北九州市若松区大字藤木267番地の13 若松警察署 会議室	若松警察署
平成17年8月29日（月） 13：30～16：30	飯塚市大字柏の森159番地の26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 猶銃等講習科目

- 猶銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猶銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 講習受講希望者は、猶銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猶銃等講習通知書並びにテキスト「猶銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。